

平成 20 年（ワ）第 25098 号 国家賠償請求事件

原 告 浜友観光株式会社 外 1 名

被 告 国 分 寺 市

第 4 準備書面

平成 21 年 12 月 14 日

東京地方裁判所 民事第 6 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 修 司

同 弁護士 野 村 宏 治

同 弁護士 本 橋 尚 樹

Ⅰ 平成 21 年 7 月 6 日付け原告ら準備書面 (1) に対する認否及び反論

被告は、平成 21 年 7 月 6 日付け原告ら準備書面 (1) (以下「原告ら準備書面 (1)」という。) における原告らの主張に対し、次のとおり認否し反論する。

第 1 原告ら準備書面 (1) 「第 2 事実経過 (2～33 頁)」に対する認否及び反論

1 第 2、1 (原告浜友観光の開業準備着手と被告への報告) について

- (1) 原告ら準備書面 (1) 第 2、1 (1) (2 頁) のうち、1) 平成 18 年 7、8 月当時、本件再開発地区内に既存の遊技場 (パチンコ店・スロット店) が 4 店舗存在した事実、及び 2) 原告島田商事が、平成 18 年 8 月 7 日、被告に対し、同年 8 月以降のバザール K の使用について遊技経営者と賃貸借契約を締結した事実を報告したことは認める。

ただし、上記の報告が、本件賃貸借契約の賃借人が原告浜友観光であることや同契約の内容等の報告まで含むとの趣旨であれば否認する。上記の報告では、被告は本件賃貸借契約の中身について何も知らされていなかった。

上記の認否に係る事実を除くその余の事実は不知。

- (2) 同 1 (2) は、不知。

- (3) 同 1 (3) のうち、訴外株式会社サミーデザイン (以下「訴外サミーデザイン」という。) が多摩建築指導事務所に赴き、担当者から現地の法規制を聞き取ったとの点は不知、その余の事実認める。

- (4) 同 1 (4) のうち、被告が原告島田商事の訴訟代理人中村一郎弁護士 (以下「中村弁護士」という。) の事務所を訪問した際、被告が「新規に遊技場が出店することについては他の地権者や住民の反発が予想されることから、法定手続をきちんと履践するよう要望した。」との点は否認し、その余の事実認める。

被告担当者が平成 18 年 8 月 25 日に中村弁護士の事務所を訪問した目的は、もっぱら、本件賃貸借契約が締結されるに至った経緯及び内容等を尋ねるためであり、新規遊技場の出店を容認するが如き発言は

一切していない。

被告担当者は中村弁護士に対し、1) どのような内容の契約をしたのか、2) 特約条項はあるのか、3) 本件再開発事業についてどのように考えているのか、4) 契約書の写しを戴きたい旨、質問しお願いしたところ、同弁護士からは、本件賃貸借契約は通常の建物賃貸借契約であり特約条項はないこと、原告浜友観光は本件再開発事業について格別の意思は持っていないようであること、契約書の写しは契約当事者の了解を得なければ渡せない旨、返答を受けた（甲第 17 号証/遠藤渉外担当課長の答弁）。

しかしながら、実際には、「原告浜友観光は本件再開発事業について格別の意思を持っていない」どころか、本件賃貸借契約には、以下に引用するとおり、原告浜友観光は原告島田商事が権利変換処分により再開発ビル内に取得する権利床（以下「島田商事権利床」という。）に確実に入居しパチンコ店を営業できるよう特約条項が盛り込まれていた（甲第 5 号証）。なお、以下に引用する条項において、「甲」は原告島田商事を、「乙」は原告浜友観光を、「本物件」は本件賃貸借契約の対象物件であるバザールK をそれぞれ指す。。

第 12 条（再開発事業との関係）

1. 本物件の所在地が国分寺駅北口再開発事業計画（以下「本件再開発事業」という。）の対象地となっていることに鑑み、甲は、乙に対して、本件再開発事業の進行状況を適宜開示しなければならない。
2. 甲は、本件再開発事業につき、権利変換を希望しない旨の申し出をしてはならない。
3. 本件再開発事業における権利変換計画が明らかになったときは、甲は、乙に対して、速やかにその内容を報告し、乙との間で対応を協議しなければならない。
4. 権利変換計画によって甲が取得する権利部分が、法律上または営業上、パチンコ店の営業に不利であるときは、甲は、乙の要求に沿って権利変換計画の修正要求、その他の不服申立手続をとらなければならない。
5. 甲は、乙に対し、本件再開発事業に基づいて取得した不動産を、本件賃貸借と同一の条件により賃貸しなければならない。但し、甲が取得する権利部分の位置、形状、階層その他の条件によって従前の賃料が不相当である

ときは、甲乙は賃料の増減額を協議しなければならない。

6. 確定した権利変換計画によって甲が取得する権利部分が、法律上または営業上、パチンコ店の営業に不利であるときは、乙は、本件賃貸借契約を解除することができる。
7. 乙が前項に基づいて本契約を解除するときは、その契約解除時期に関わらず保証金の償却を行わず、乙は修繕費用の償還請求権を放棄するものとする。
8. 本件再開発事業に基づいて乙が本物件を退去した時は、当該退去日から権利変換後の新不動産の引渡を受けるまでの間、乙は、甲に対して賃料を支払う義務を負わないものとする。その余の詳細は、移転先建物の状況、移転補償金の額等を考慮して、別途甲乙が協議の上定めるものとする。
9. 本条の定めは本契約期間においてのみ効力を有するものとし、本契約の更新時には引き継がれないものとする。本契約を更新するときは、甲乙は契約更新時の状況に即して本件再開発事業への対応を協議しなければならない。

本件賃貸借契約第 12 条第 2 項によれば、原告島田商事は、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 71 条第 1 項に規定する「権利変換を希望しない旨の申出」（いわゆる転出の申出）をすることができない。また、同条第 4 項によれば、島田商事権利床がパチンコ店の営業等にとって不利であると原告浜友観光が認めたときは権利変換計画作成の時点で異議を述べるのが原告島田商事に義務づけられている。更に驚くべきことに、同条第 5 項によれば、本件再開発事業が認可すらされていない平成 18 年 8 月の時点で、島田商事権利床の賃料まで約定され、しかも、その賃料たるや原則としてバザール K の賃料と同額だといっているのである。再開発ビルは新築建物であるから、従後資産の家賃は大幅に増額されるのが通常であり、従前資産と従後資産の賃料が同額であるということとはあり得ないことである。原告島田商事は、上記の特約条項により、本件再開発事業における権利者としての自由な意思決定を予めすべて閉ざされていたのである。

- (5) 同 1 (5) のうち、1) 原告浜友観光及び訴外サミー・デザインが被告再開発事務所を訪問したこと、2) その際、被告再開発事務所が、本件

再開発事業の経緯、現状及び今後の予定等を尋ねられこれらについて
兩名に説明したこと、3) 被告再開発事務所が、原告浜友観光から本件
建物を増床して営業をする場合の法的手続について説明を求められた
際、本件建物の増床に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100
号）第 53 条第 1 項に規定する都道府県知事の許可、並びに、国分寺市
まちづくり条例（平成 16 年 6 月 24 日条例第 18 号）（以下「被告まち
づくり条例」という。）第 41 条第 1 項に規定する市長への届出、同条
例第 42 条各項に規定する公告、公衆への縦覧、近隣住民説明会の開催
等の諸手続、及び同条例第 43 条に規定する市長との協議が必要である
ことなどを説明したことは認める。

ただし、被告が、「公聴会や周辺住民との協議は難航するであろうと
の説明」をしたとの点は否認する。被告再開発事務所は、そのような
説明をする立場にない。

上記の認否に係る事実を除くその余の事実は不知。

2 第 2、2（商工会役員と被告議会の反対）について

- (1) 原告ら準備書面 (1) 第 2、2 (1) (3 頁) のうち、乙第 3 号証に原告
らが引用した文章の記載があることは認めるが、乙第 3 号証は国分寺
市商工会会長が被告市長に対し原告浜友観光の出店に反対するために
提出した申入書であるとの点は否認する。

乙第 3 号証には、「原告浜友観光」の名称は記載されていない。国分
寺市商工会は、乙第 3 号証記載のとおり、正に「再開発の生命線」と
して本件再開発地区内に新規のアミューズメント施設が出店すること
を反対したものである。

- (2) 同 2 (2) のうち、平成 18 年 9 月 6 日開会の被告議会で、「原告浜友
観光の出店を断固阻止すべきとの立場の議員との間で次のやりとりが
なされた。」との点は否認し、被告議会において原告らの引用に係る答
弁がなされた事実を認める。

原告らが引用した答弁によれば、被告市長は「権利床にさらに遊技
場がふえるということになりますと、北口再開発事業の実施のための
条件がさらに厳しいものになるということは十分に考えられることで

ございます。再開発事業を進める上で、難しい問題がふえたことは事実でございますけれども、…」と答弁したものの、本件再開発地区内での新規のパチンコ店の出店を断固阻止すべきであるとは一言も答弁していない。

また、訴外星文明被告議会議員は、国分寺市の財政フレームからして、本件再開発事業を推し進めるためには、本件再開発地区内にあるバザール K へのパチンコ店出店を認めることはできない旨、意見を述べたものであり、原告浜友観光を名指しでパチンコ店の出店阻止について述べたものではない。

- 3 第2、3（増床実現に向けた原告浜友観光の努力と被告の対応）について
原告らは、原告ら準備書面（1）第2、3の前文（6頁）で、「被告は、商工会や被告議会の上記反対はあるものの、原告島田商事に対して、本件建物の増床には反対であるが現床面積での開業は容認するとの見解を伝えていた。」と主張するが、そのような事実はない。原告らの作り話である。従って、「なぜか」ではなく、当然のことながら、かような見解を被告が原告浜友観光に伝えた事実もない。

以下には、上記の認否を前提とし、第2、3（1）乃至（14）の各主張について認否し反論する。

- （1） 同3（1）のうち、被告都市開発部所属の遠藤剛史課長（以下「遠藤課長」という。）が、平成18年9月12日、原告島田商事に電話をし、国分寺市商店会から遊技場出店に反対する申入書が提出された事実を伝えたことは認めるが、その余の事実是否認する。

遠藤課長は、「原告浜友観光は増床せず現状のまま速やかに開業すべきではないか」との意見は断じて述べていない。現床面積での営業に関する原告らの一連の主張は、あたかも、被告が原告浜友観光によるパチンコ店の新規出店を当初は容認していたが如き誤った事実を誤導しようとするものであり、著しく不当である。

- （2） 同3（2）のうち、平成18年9月13日、原告浜友観光から被告都市計画課の窓口へ事前相談カードが提出された事実、その際、被告都市

計画課の窓口担当者が増床への反対意見や現床面積での出店容認発言をしなかった事実は認める。

ただし、被告都市計画課の窓口担当者は、形式的な事務処理として事前相談カードを受理したのであり、そもそも、原告浜友観光によるパチンコ店出店に関し意見を述べる立場にないのであるから、発言をしなかったことは当然である。原告らは、上記窓口担当者が意見を述べなかったことをもって、被告が原告浜友観光によるパチンコ店出店を当初は容認していたとでも主張したいのであろうが、かような主張は、窓口担当者の地位・立場を全く弁えないものであり失当である。

同 3 (2) のうち、平成 18 年 9 月 13 日、遠藤課長が原告島田商事の事務所を訪問したとの点は否認する。遠藤課長が訪問した事実も原告らの主張に係る「要請」をした事実もない。

- (3) 同 3 (3) のうち、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会における質疑・答弁の中で「原告浜友観光の出店に断固反対する議員の質問とこれに同調する被告市長の発言がある。」との点は否認し、その余の事実は、概ね、認める。

上記委員会の質疑の中で、訴外星文明委員（以下、本項に限り「訴外星委員」という。）は、本件再開発地区内に新規に遊興娯楽施設が進出することは阻止したい旨、述べているが、原告浜友観光を名指しにはしていない。また、訴外星委員は、上記委員会の最後で、本件再開発事業の実現について以下のように発言し締め括っている（甲第 17 号証・ページ(23)）。

「質問の趣旨はですね、伝わってないかもしれませんが。基本はですね、アミューズメントがバザール K の後に入る契約になったと、このことについて市民の間ではどういう議論が行われているかという、もうこれで再開発はだんだん難しくなったという話だとかですね、なぜ市長は断固阻止しないんだとかですね、あそこに具体的に姿をあらわした場合に、もうこれでは絶対だめだという判断が相当出てしまう。したがって、できるだけ市民の理解を得るためには、少なくとも関係組織にはあらかじめ説明する必要があるんじゃないかと、私は思ったのでそれについてお尋ねします。」

「いわゆる関係権利者だけではなくて、市民全体の重要な事業であることは間違

いないわけで、したがって、より多くの理解を得ておく必要が絶対的にある、少なくとも、第一歩は関係組織に対する説明は必要でしょうし、あわせて恐らく疑問を呈してですね、個人的にもいろんな形での、何て言いますか、お尋ねがあるかもしれないので、そこは十分に誤解のないように説明をしていただいて、市長としては絶対大丈夫だと、撤退することは絶対にないと、予定通り進めると、こういう説明をしていただきたいと思います。」

すなわち、訴外星委員は、本件再開発事業の実現を第一義に捉え、本件再開発地区への新規の遊興娯楽施設の進出は、本件再開発事業の障害になる可能性があることを危惧し、本件再開発事業の実現は被告市民の長年の悲願であることを考慮して、新規の遊興娯楽施設の進出に反対しつつも、その進出如何については市民の民意に訴えるべきであると述べているのである。徒に間雲に原告派友観光を敵視してその進出に反対するものではない。

また、被告市長が訴外星委員の意見に同調した事実はない。被告市長は、原告らが引用するとおり、訴外星委員の質疑に対し次のとおり答弁している（原告ら準備書面（1）8頁）。すなわち、

「この問題につきましては、私あるいは担当の今までの経過がございますけれども、しかし、残念な状況に今現在なっております。そのことはそのこととして、まずは受け止めなければならないと思っておりますが、私自身も担当もですね、この問題については相当の危機感を持って委員とある意味似た認識をもっております。今後、東京都あるいは関係諸機関とも十分に協議してですね、法の範囲内でできる限りの対応をしまいいりまして、北口再開発が推進できるように、全力を尽くしてまいりたいと考えております。」

上記答弁のうち、原告らは、おそらく、被告市長が「この問題については相当の危機感を持って委員とある意味似た認識をもっております。」と答弁したことをもって「同調した」と捉えるのであろうが、上記の答弁全体を俯瞰した場合、被告市長は、本件再開発事業の将来的施行者の立場から、訴外星委員の意見に配慮を示しつつも、同委員の意見とは一定の距離を保った上で冷静に判断し本件再開発事業を推進しなければならないとの立場から答弁しているのであって、訴外星委員の意見に安易に同調していないことは明らかである。

- (4) 同 3 (4) は、否認する。

平成 18 年 9 月 15 日、遠藤課長は原告島田商事に電話をしていない。

また、上記の電話に限らず、遠藤課長が原告島田商事に対し「被告議会は増床に関して厳しいので、用途変更のみで行った方がよいとの意見」を述べたことは一度もない。

原告らは、ここでも虚偽の事実を述べ、あたかも、原告浜友観光が増床せずに現床面積でパチンコ店を営業するのであれば被告がこれを事前に容認していたが如き事実を誤導しようとしているが、そのような事実はない。

- (5) 同 3 (5) は、否認する。

平成 18 年 9 月 20 日、遠藤課長は原告島田商事を訪問していない。

また、遠藤課長が原告島田商事に対し原告らの主張に係る①乃至⑤の如き事項を述べたことは過去に一度もない。原告らの主張は、自らの主張を有利に展開するため創作したフィクションにすぎない。

- (6) 同 3 (6) のうち、平成 18 年 9 月 22 日、原告島田商事が被告市長室にて被告市長、鈴木隆夫助役（以下「鈴木助役」という。）及び百瀬勝部長（以下「百瀬部長」という。）と面談した事実は認めるが、その余の事実は、以下のとおり、全部否認する。

ア 被告が、（原告浜友観光による）「出店には反対しない」であるとか、「出店自体は可能であろうとの説明をした」事実はない。

また、「増床しない場合でも、2 階部分を加えると 1,000 平方メートルを超え条例にかかってしまうが、これについては配慮するとの申し出」をした事実もない。

被告は、原告島田商事に対し、終始一貫して、バザール K に遊興娯楽施設を入れないで欲しいとお願いしていたのであり、新規出店を容認するがごとき発言はしていない。

イ 原告らは、被告が「国分寺市商工会会長名で市長・議員に対して出店反対の意見書が提出されているものの、この反対意見は商工会の総意ではない。」「近隣住民からの反対意見は文書としては出ていないし、再開発協議会役員から反対意見は出ていない」などの状況

を説明したと主張するが、被告はそのような説明は一切していない。

ウ 原告らは、被告が「万一増床するならば、まちづくり条例で開催が要求される協議・公聴会で被告は正式に反対の立場に回り、都市計画法に則って再開発に反対し、増床を不可能にできる（但しその法的根拠は明示されず、10月13日に判明する）と述べた。」と主張するが、被告がそのようなことを述べた事実はない。

上記原告らの主張のうち「都市計画法に則って再開発に反対する」とは、いかなることを意味するのか皆目不明であるが、本件再開発事業を推し進めようとしている被告が再開発に反対することはあり得ない。

(7) 同3(7)のうち、平成18年10月5日、原告島田商事が、市長室にて、被告市長、鈴木助役及び遠藤課長と会談した事実は認めるが、その余の事実は、以下のとおり、すべて否認する。

ア 遠藤課長が「原告浜友観光が計画を変更し、営業面積を現床面積のままとし、2階部分を事務所として使用するに留めるならば、結果として床面積が1,000平方メートルを超えてまちづくり条例の規制対象となりうるとしても、条例の適用対象とならないよう考慮する可能性がある」と述べた事実はない。

原告の主張に係る床面積1,000㎡を規準とする規制とは、被告まちづくり条例第41条第1項第6号の規定に基づく規制を意味するものと思われるが、被告が同条例の適用にあたり特定の私人を特別有利に取り扱うことは権限の逸脱にあたり、被告が条例違反を容認することはあり得ない。原告らの上記主張は、被告が国分寺市という一行政地区において地方行政を執り行う一地方公共団体であることを忘却するものである。

イ 被告市長及び鈴木助役が、原告島田商事に対し、「現況床面積での営業ならば問題ないとの見解を示した」事実はない。

原告らは、被告は原告浜友観光が増床をせず現床面積でパチンコ店を営業することを容認していたと帰結したいようであるが、繰り返し述べるが、そのような事実はない。被告は、終始一貫して、新規の遊興娯楽施設の出店に反対しているのであり、現床面積だから容認する

がごとき発言は、一切していない。

- (8) 同 3 (8) のうち、1) 被告都市計画課が、平成 18 年 9 月 25 日、訴外サミーデザインの質問に対し回答した事実、及び 2) 訴外サミーデザインが、同月 26 日、28 日、同年 10 月 3 日及び同月 6 日に被告都市計画を訪れ、同課が訴外サミーデザインの質問等に対応した事実は認めるが、同課が訴外サミーデザインと協議を重ねていたとの点は否認し、その余の事実は不知。

- (9) 同 3 (9) のうち、被告が訴外サミー・デザインに対し「増床を阻止する意向を伝えた」ことや「現床面積での開業を要請」したことがないことは認める。既に繰り返し述べたとおり、被告は、原告島田商事に対しても、原告浜友観光に対しても、訴外サミー・デザインに対しても、増床には反対だが現床面積での営業であれば容認する旨の発言は一切していない。

同 3 (9) のうち、訴外サミー・デザインが被告から「増床に関する法的問題を指摘されたこともなかった。」との点は否認する。

原告らの主張に係る「法的問題の指摘」が何を意味するのか不明であるが、本書面第 1、1 (5) (4 頁) で述べたとおり、被告は、平成 18 年 8 月 30 日、訴外サミー・デザインの来訪を受け、同社の質問に応じ、原告浜友観光が増床してパチンコ店を営業するためには、都市計画法第 53 条第 1 項の規定に基づく許可が必要であることなどについて説明している。

上記の認否に係る事実を除くその余の事実は不知。

- (10) 同 3 (10) のうち、本件土地が都市計画法上の買取対象地に当たり、平成 2 年 3 月 30 日付官報において被告が土地の買取りの申出等の相手方として指定された旨公告された事実、及び同法第 55 条第 1 項が東京都知事は買取対象地について同法第 53 条第 1 項の許可をしないことができること旨規定していることは認める。

訴外サミー・デザインが上記公告の事実及び都市計画法上の法規制について平成 18 年 10 月 13 日に初めて聞き知ったとの点、及び被告が

これらの事実を見落としていたとの点は否認する。

被告は、平成 18 年 8 月 30 日、訴外サミー・デザインと面談した際、本件土地は買取対象地であり、東京都知事は都市計画法第 53 条第 1 項の許可をしないことができること旨、説明しており、訴外サミー・デザインはそのことを十分に理解し認識していた。

また、原告島田商事は、被告に対し、数年前から、本件土地を買い取って欲しい旨打診しており、被告は、本件再開発事業を円滑に施行するため、原告島田商事が本件賃貸借契約を締結する直前まで、同原告との間で本件土地の買取交渉を継続して行っており、被告が本件土地が都市計画法上の買取対象地であることを見落とすことなどあり得ないことである。

上記の認否に係る事実を除くその余の事実は不知。

- (11) 同 3 (11) は、概ね認める。ただし、訴外サミー・デザインは、被告の説明を待つまでもなく、本件土地が買取対象地であることを知っていた。
- (12) 同 3 (12) は、認める。
- (13) 同 3 (13) は、不知。
- (14) 同 3 (14) は、不知。

4 第 2、4（市長説明会の開催）は、認める。

5 第 2、5（被告対応の変化－図書館設置による出店阻止－）について

原告らは、原告ら準備書面（1）第 2、5 頭書で、「同年 11 月に入ると、被告は、風営法の活用による出店阻止作業に着手した。」と主張する。

しかしながら、被告は、従前の準備書面にて主張したとおり、被告が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下「風営法」という。）を活用して原告浜友観光によるパチンコ店出店を阻止した事実はない。

- (1) 同 5 (1) のうち、平成 18 年 11 月 2 日、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会が開催され、同委員会において原告らが引用する質疑

がなされたことは認め、「原告浜友観光が増床しない場合の出店をいかにして阻止するかの議論が現れ、風営法の活用も指摘された。」との点是否認する。

上記委員会が原告浜友観光を名指しでその出店を阻止しようと議論した事実はない。上記委員会は、本件再開発事業において新規の遊興娯楽施設の出店を認めた場合、補償費の増額の問題や再開発ビル前面が遊興娯楽施設で占められ、高級ブランド店など他のテナントが入りにくくなり資産価値が下がるといった問題があることを再認識した上で、遊興娯楽施設の新規出店を抑制することが本件再開発事業の実現には不可欠であると帰結しているのである。また、風営法については、井上施設計画担当課長が付け足しで補充的に指摘したにすぎず（甲第23号証ページ(12)）、その活用が明確に指摘されているわけではない。

- (2) 同5(2)のうち、「このとき初めて、本多図書館分館の設置が記された。」との点是否認し、その余の事実は認める。

修正前の「旧UFJ銀行の活用の充実について」には、以下の記載があり、旧UFJ銀行建物内に本件図書館を設置する案は、旧案でも明確に記載されていた（乙第20号証）。すなわち、乙第20号証のうち、本件図書館に関連する記載を採り上げると、以下のとおりである。

(2) 検討ポイント(5頁)

- ⑧ 国分寺駅北口再開発の開発コンセプト（別紙資料）との関係を視野に入れるべきである。ここには、「IT情報図書館」という記述もある。
- ⑨ 自治基本条例の制定の検討において、情報の共有、参加と協働が今後の取り組みとして重要とされている。特に市民への情報提供は、市民自治を推進するため、積極的に取り組むべき課題であり、今から取り組む必要がある。
- ⑩ 市政情報の提供は、地域の図書館やオープナー、ホームページなどによって対応しているが、さらなる充実が求められる。
- ⑪ 子育てに関する情報、就労支援に関する情報、市民参加への呼びかけ情報、地域での取り組み事例に関する情報、防犯に関する情報などについて提供の充実が必要である。
- ⑫ 国分寺市は、市政情報の提供の拠点として図書館・公民館を設置して

きた。図書館・公民館は、地域情報の発信拠点でもある。

⑭ 図書館・公民館を各中学校に 5 館設置してきたのは国分寺市の特徴であり、この地域館の役割は、市内の隅々まで市政情報や地域情報を提供することを目指したものである。

⑮ しかし、西国分寺駅前の再開発等にもない、5 館ではカバーしきれない地域が発生し、この地域から特に図書館設置の要望が多くなっている。この点は、市民文化会館の検討時の恋ヶ窪図書館の移設問題でも明らかである。

⑯ 以上のような課題は、長期的な取り組みによるものもあるが、旧 UFJ 銀行の 1 階部分の有効活用という視点では早期の着手が必要である。

(4) 新たな事業展開の制度設計 (6～7 頁)

① 新たな事業は、「市政・市民活動の情報センター」機能をもつものとする。

② 利用者の安全等に配慮し、このセンター機能を公の施設として設置する。

③ 公の施設は条例により設置する。

④ この施設は、情報センターの視点から、図書館との連携が重要なことから、本多図書館の分室として設置する。

⑤ 図書館の機能である、市政情報・地域情報等の発信拠点とするとともに、市民の参加によるまちづくり提案が自由にできるなど、情報の収集拠点にも位置づける。これによって、新しい図書館の機能を充実させる。

(3) 同 5 (3) は、認める。

(4) 同 5 (4) のうち、平成 18 年 11 月 24 日、原告島田商事が被告市役所で鈴木助役及び総務部長と面談した事実は認めるが、鈴木助役の発言内容については全部否認する。上記面談は、原告島田商事が滞納していた固定資産税及び都市計画税の支払いに関する件であり、バザール K へのパチンコ店出店の件ではなかった。

6 第 2、6 (原告浜友観光の増床方針の撤回) は、不知。

7 第2、7（図書館条例の緊急改正による出店妨害）について

原告らは、原告ら準備書面（1）第2、7（16頁）で、「原告浜友観光の増床方針撤回を知った被告及び被告議会は、教育委員会の回答を待つことなく、議員提案の方法によって図書館条例を改正させるという暴挙に出た。」と主張する。

しかしながら、被告議会の議員が本件図書館の設置に関する条例案を被告議会に提案する場合、文部省初中局長昭和31年9月6日通達により教育委員会への付議が不要であることは、被告の平成21年4月27日付第3準備書面第1、4（2）（9頁）で既に述べたとおりであり、教育委員会へ付議せずに被告議会が同案を可決したとしても、何ら暴挙には当たらない。

以下、同7（1）乃至（5）（原告ら準備書面（1）25頁3行目の「（4）」は「（5）」の誤記と思われる。）について認否及び反論する。

- （1） 同7（1）（17～19頁）のうち、被告議会第4回定例会が、平成18年11月30日から開かれ、同定例会第1日における審議の中で、被告市長らが原告らの引用に係る答弁をした事実は認め、被告市長・鈴木助役が「原告浜友観光の出店を阻止するために図書館条例を改正して図書館分館を設置する旨を答弁した。」との点は否認する。

被告市長は、原告らが上記定例会での被告市長の答弁を引用するにあたり敢えて「（中略）」（被告ら準備書面（1）18頁1行目）として引用を省略した部分で、次のとおり本件図書館の設置に関し極めて重要な答弁をしている（甲第24号証の1、ページ（1）及び（2））。すなわち、

「この図書館は、本多図書館の分館としてIT技術を活用した市政情報の提供を中心とする図書館をイメージしております。この市政情報というのは、今後、市民と行政の協働とか市民参加を推進するといった視点からも市民の皆様に市の情報を正しく、わかりやすく的確にお伝えする。それから、先ほど議員から御提案のあった歴史等についても、市民の方々に御利用しやすいような図書館をつくることによって国分寺の駅前にふさわしい施設となるのではないかと考えております。また、こういった機能をもった図書館というものは、今後、将来的には西国分寺駅周辺にも拡大をしていきたいと考えております。私としては、このような計画を進めることによって再開発ビルができあがった時点で

はその中に図書館が入る。そして、そのことによって文化のまち国分寺にふさわしい駅前となる、また、集客力を増すことにもつながると考えております。それから、旧 UFJ 銀行の 1 階部分の活用につきましては、経済課及び東京経済大学と連携をして活用しておりますけれども、開館日の拡大や市民利用の拡大など、まだ十分な活用ができていない点もありますので、そういった角度から検討してきたこととございます。また、こういった検討経過を踏まえまして有効活用策を具体化したものが今申し上げた図書館の設置であります。」

被告市長は、上記のとおり本件図書館設置の目的・必要性について答弁している。それにもかかわらず、原告らは本件図書館条例の改正が原告浜友観光によるパチンコ店出店の阻止のみを目的とするものであることを帰結せんとするため、上記の引用部分を敢えて伏せ、かような帰結を誤導しやすい部分のみを掲げて引用している。原告らによる被告市長の答弁の引用の仕方は極めて恣意的である。

- (2) 同 7 (2) (19～21 頁) のうち、平成 18 年 12 月 1 日開会の定例会第 2 日で、原告らの引用に係る質疑答弁がなされたことは認めるが、本件図書館の設置目的が原告浜友観光によるパチンコ店出店阻止にあるとの点は否認する。

- (3) 同 7 (3) (22 頁) は、認める。

- (4) 同 7 (4) (22～25 頁) は、概ね、認める。

ただし、被告議会第 4 回定例会第 4 日において、訴外横田美郎議員は、本件図書館条例改正案の提案理由について、原告らが引用した事項に先立ち、提案理由の説明の冒頭でまず本件図書館設置の必要性について以下の点を説明している（甲第 26 号証・ページ(3)）。

しかしながら、原告らは、ここでも、上記の点を「…（中略）…」とし敢えて引用を省略しており（原告ら準備書面（1）23 頁 3 行目）、その引用の仕方は極めて恣意的である。

「まず、図書館の必要性であります。図書館は図書の貸し出しだけでなく、市政情報など、あらゆる情報の発信拠点として重要な施設との判断から、市議会として地域バランスを考慮し市内に 5 館の設置を推進してまいりました。また、

利用者のサービス向上に向けた取り組みとして、本年３月には図書館協議会設置条例を可決し、より利用者の立場に立った図書館行政を進めるべきとの立場を明確にしています。しかし、この間、市内の開発に関係し、西国分寺駅周辺などにも新たな図書館設置を求める市民の声が挙がっております。また、開館時間の延長や、貸し出し、返却の利便性、インターネットの利用による図書館システムの充実など、図書館を巡る要望も多様化し、高度化しています。これらの市民要望にこたえるためにも、IT 技術を活用した図書館の設置は有効な手段であると考えます。今回の市長表明である国分寺駅北口だけでなく、西国分寺周辺や市の公共施設の活用を含め、さらに研究、検討が必要な施設であると考えます。

次に、旧 UFJ 銀行 1 階部分の活用であります。

本件より「まちづくり広場 国分人」として、東京経済大学、JA、商工会などと活用を図っていることは周知のとおりです。しかし、土日の開館や夜間の貸し出し、団体利用の拡大などについては、ことし 6 月の議会並びに 9 月において、複数の議員が一般質問等で採り上げており、この場所を利用して図書館の設置を行うことは、図書館利用を通じてこの施設の市民利用を大きく拡大することであると考えます。」

本件図書館は、当然のことながら設置の必要性があって設置されたものであり、風営法の規定に基づくパチンコ店出店の規制は、あくまでも本件図書館設置の副次的・反射的效果にすぎない。

しかしながら、その副次的・反射的效果が、本件再開発事業の実現のためには本件再開発地区内への新たな遊興娯楽施設の進出を抑制する必要がある、とのニーズ・潮流にたまたま合致したため、被告議会の質疑答弁等において、それがあたかも本件図書館設置の目的であるが如く極端にクローズアップされ議論されることとなった。本件図書館は被告市民の利便性の向上を目的として JR 国分寺駅北口駅前に開設されたものであり、当初より確固たる開設目的があって開設に至ったことを見逃してはならない。

- (5) 同 7 (5) (25 頁) (前記指摘のとおり、(4)は(5)の誤記と思われる。) は、認める。

8 第2、8（図書館条例改正後の動向（被告による出店妨害意図の自認））について

原告らは、原告ら準備書面（1）第2、8（25頁）で、「上記経緯から、被告及び被告議会は、原告浜友観光の遊技場の出店を妨害することを目的として本件条例改正を行ったことは明らかである。」と主張するが、既に繰り返し述べたとおり、被告はかような目的で本件図書館条例を改正したのではないし、被告市長や被告議員らが自らの発言等により同目的を自認した事実もない。

原告浜友観光によるパチンコ店出店の阻止は、本件図書館設置の副次的・反射的効果に過ぎない。

以下、原告ら準備書面（1）第2、8（1）乃至（7）について認否及び反論する。

- （1） 同8（1）（25頁）のうち、訴外サミーデザインが、平成18年12月8日、被告市役所に赴いたことは認めるが、営業面積を現床面積とすることを前提とした事前相談カードを被告市長宛に提出した、との点は否認する。

訴外サミーデザインが被告に提出した書面は、被告まちづくり条例第40条第1項に規定された「建築確認申請に先立つ届出書」であり、事前相談カードではなかった。

- （2） 同8（2）（25～26頁）は、認める。

- （3） 同8（3）（26頁）のうち、被告が原告らに対し、「被告市長が平成18年12月13日開会の議会運営委員会に呼ばれ、同委員会において図書館条例改正案を出す市は予算を付けるのかという質問に対し予算を付けると回答した」旨、説明したとの点は否認する。被告市長が本件図書館条例改正案に係る予算に言及したのは、原告ら準備書面（1）第2、7（4）（24頁）記載のとおり、平成18年12月5日開会の被告議会である。

上記の認否に係る事実を除くその余の事実、は、認める。

- （4） 同8（4）（26～28頁）のうち、平成18年12月20日、原告島田商事

(代表者高橋准子氏、中村一郎顧問弁護士、村上宣子税理士)と被告(被告市長、百瀬部長、遠藤課長)が被告市役所にて面談した事実は認める。

上記面談において、被告市長が、1)「当初から原告浜友観光の出店を阻止する意向があったことを明言した。」との点、2)「図書館の設置は、原告浜友観光の遊技場出店阻止が目的であり、出店阻止の手段として、かつて計画が存在した図書館設置計画を活用したことも明言した。」との点、及び3)「原告浜友観光が現床面積のまま営業を始めないうちに条例を改正して出店を阻止する緊急の必要があり、そこで、教育委員会を介さずに条例を提案するための方法として議員提案という方法を活用したことも明言した。」との点は、全て否認する。被告市長が、原告らの上記主張に係る発言をした事実はない。上記1)乃至3)の被告市長の「明言」は、明からに、原告らが創作した作り話である。

被告市長は、上記の面談において本件図書館条例の改正に至る経緯について説明したが、その要旨は以下のとおりである。すなわち、

ア 被告は、本件再開発事業の実現を目指し、従前より、原告島田商事に対し、バザールK土地・建物の被告による買受けを打診し、併せて「特に、バザールKをパチンコ店には貸さないで載きたい。」とお願いをしてきた。

イ ところが、平成18年8月になって、原告島田商事がバザールKをパチンコ店に賃貸したことが判明し、幾つかの市民団体から被告に対し「パチンコ店の出店を断固反対する。」旨の文書が提出され、被告の議会でも同様の意見が出た。その理由は、補償費の増大、権利者調整の困難性、保留床の処分の困難性(再開発ビルの価値の低下)等であった。

ウ 平成18年9月開会の被告議会(第3回定例会)で、旧UFJ銀行建物の有効活用の促進等について一般質問があった。被告には、従前から、国分寺駅北口に図書館を開設する計画があり、旧UFJ銀行建物に図書館を設置する計画が有効活用案として浮上した。

エ 被告は、平成18年11月29日、原告浜友観光より、増床をせずに現床面積で営業をする旨の連絡を受け、そのことは、翌30日開会の被告議会(第4回定例会第1日)で問題とされ、議員から議員提案で

本件図書館条例を改正すべきとの意見が提出された。

本件図書館の設置は旧 UFJ 銀行建物の有効活用を目的として提案されたものであり、駅前図書館を開設し被告市民による被告図書館の利便性を高め、被告市民の知識・教養の向上に努め、知的好奇心を喚起するといった開設の必要性・有効性が本件図書館設置の骨格をなすものである。

ところが、たまたま偶然にも、旧 UFJ 銀行建物がバザール K に隣接しており、旧 UFJ 銀行建物内に本件図書館を設定した場合、風営法上の規制により、バザール K 内にパチンコ店・スロット店などの遊興娯楽施設は開設できないことがわかり、その副次的・反射的效果が大きく取り上げられ、平成 18 年 12 月 5 日開会の議会（第 4 回例会）で本件図書館条例の改正案が可決された。

しかしながら、本件図書館の設置が風営法による規制という副次的・反射的效果を生じるからといって、本件図書館設置の必要性や有効性がなくなるものではない。よって、本件図書館の設置は原告浜友観光のパチンコ店出店阻止を目的とするものではないのである。

- (5) 同 8 (5) (28 頁) のうち、平成 19 年 1 月 19 日開会の被告議会運営委員会で、原告らが引用するやりとりがなされたことは認め、そのやりとりをもって「被告議会が原告浜友観光の出店を問題視し、断固反対して、いかにしてその出店を阻止するかを議論してきたという明らかな事実を、市議会だよりから削除し、市民の目に触れないようにするやりとり」と捉え、「被告議員が、本件条例改正は特定の遊技場出店を阻止することが目的であり、かつこれが違法であることを認識していたことを示すものにほかならない。」と評価する原告らの主張は争う。

原告らは上記の被告議会運営委員会の議事録（甲第 28 号証）の記載を引用し上記のとおり主張するものであるが、原告らは上記議事録の記載を一部省略して引用しており、この一部省略により議事全体が本来とは異なる趣旨に捉えられるおそれがある。そこで、以下には原告らが引用を省略した部分を下線を付して示す。

「○釜我委員 右側の行の見出しで「図書館条例を改正しパチンコ店出店を阻止する」という見出しがあるのですが、それもそうなのだけれども、

これ微妙なところなのですけども、やはりこの図書館の設置目的というのは、本文にもありますようにITに対応したものということ、それから市民要望が高いというようなことを受けて実現していくということが、一応中心的な目的ということ、これがまた副次的には阻止にもつながっていくというようなことでありますので、これでいきますと、パチンコ店出店を阻止するために条例を改正したという、一面的なとらえ方をされてしまう面がありますので、そうではないということで、やはりここは目的のところ、本来目的のところをきちんと実現するために条例を改正したという形にした方が、より正確になるのではなかろうかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○片畑委員 私もそういうふうに思いまして、確かにそのパチンコ店が出店するのかどうかということで、関心を持ってらっしゃる市民の方もいらっしゃるのですが、その全市的に見たらやっぱり一部なのですよね。そういうことを踏まえて全く知らない方がこれを見たときに、図書館条例を改正したパチンコ店出店を阻止というのは、ばつとやっぱりわかりにくいというのがありますので、やはり、そもそも何を指して改正したのかということでは、やはりその図書館サービスの向上というのが目的だろうと思いますので、わかりやすくそういうことで書いた方が私もいいと思います。（「もう一言いいですか」と発言する者あり）

○釜我委員 もう一言いうならば、このことのもう一つの意味合いは、西国分寺駅にも駅前のそういう機能を持ったものをつくっていくということもあわせて表明されておりますので、そのことも一言書いておけば国分寺市が目指しているこの分館構想というものがどういうものなのかというものがもう少しわかってくるというふうに思いますので、できることならば1行で結構ですので、その文言も入れておけばよりよろしいかなというふうに思います。

○中山委員 その後半の部分で、議員提出議案ということで出ていますけれども、本来の今のお二人のことを強調するというか本来それが当然のことなのです。であれば、そのとおりだし、全市民的にはこのところに書いてあるパチンコ店出店云々よりも市民要望が高い課題だ

と思うのですね。しかし、今回の経緯からすれば、では何で、議員提案権で、教育委員会で決定していないにもかかわらず、進めてきたのかという問題もあって、ちょっとそこは私自身も表題としてこれでいいのかというのはあるのですけれども、ただそこを抜きにしてただ本来の図書館分館の設置というだけで出していくのがいいのかどうかというのが、きょう朝来たときにこれがあったので、そこまでうちの会派としてもみんな議論はしていないのですけれども、何かこう自分としてもどう言っているかわかりませんが、悩むことがあります。

ただ、この見出しの改正し、この阻止というのはここだけで終わってしまう人、中身を読んでいただかない方にとっては、やっぱり誤解されやすい、何かなということはあるかなというふうに、お二人の御意見をお聞きして思いました。提案ができなくて委員長には申し訳ないのですけれども、そういう感想を持っています。

以上によれば、被告の議員らが、本件図書館は市民の要望に基づき設置されたものであり、本件図書館の設置は被告の図書館分館構想にも合致するものであり、パチンコ店出店阻止は、釜我委員が指摘するとおり「副次的」であるとの認識を持っていることは明らかである。被告議事運営委員会は、被告の市民に対し本件図書館設置の経緯を正確に伝えんがために上記の如き議論をしているのであって、本件図書館設置の副次的効果として風営法によりパチンコ店の出店が規制された事実を隠蔽する目的で上記議論をしたとの原告らの捉え方は極めて偏執的と言わざるを得ない。

(6) 同8(6)(31頁)は、概ね、認める。

ただし、原告らによる記事の引用は正確ではない。原告らの指摘する新聞記事は、冒頭部分で次のように報道した。すなわち、

「国分寺駅北口に、国分寺市立本多図書館の分館がオープンした。市が進めている駅北口再開発事業に併せ、駅前への図書館設置を望む市民の声にこたえ、「市政と地域情報の発信拠点」として設けられた。」

本件図書館は、上記記事が報道するとおり、正に、国分寺駅前への図書館設置を望む市民の声に応えて「市政と地域情報の発信拠点」と

して設けられたものである。

- (7) 同 8 (7) (31～33 頁) のうち、平成 19 年 2 月 25 日開会の被告議会（第 1 回定例会第 2 日）において、原告らが引用する質疑答弁がなされたことは認める。

しかしながら、上記定例会において「被告市長は、原告浜友観光の増床計画撤回により教育委員会の権限を侵してまで図書館条例を改正すべき緊急の必要が生じたと述べており、本件条例改正が原告浜友観光の出店阻止を目的とするものであることを明確に認めている。」との点は否認する。

原告らが引用する市長答弁でも(原告ら準備書面(1)32頁13行目)、被告市長は、「教育委員会の権限を侵してまで図書館条例を改正すべき緊急の必要を生じた」とは一切述べていない。被告市長は、教育委員会の審議が継続審議のまま本件図書館条例が改正されたことについて以下のとおり答弁している(甲第 29 号証)。なお、原告らは、ここでも、被告市長の答弁の一部を省略し引用しているので、下線を付して省略部分を示すこととする。

「私としては、教育委員会にお願いしている以上、教育委員会の結論をもって御提案するのが本来のあり方であると思っておりました。したがって、市長の立場でそれを提案することは、その時点で考えておりませんでした。ところが、議会の皆様方の対応で、あのような形で提案をされ、しかも、全議員の賛成で可決、成立したということになったわけです。私としては、そのことについて、「ありがとう」とか「よかった」と言うべきではないという、今、議員からのご指摘をいただきましたけれども、しかし、私としては、大変厳しい状況の中で、議会の皆様方がそういった御判断をしてくださったということについて、心から感謝を申し上げたいと思っておりますし、同時に、そのことは、議会は議会の姿勢を示したから、市長は市長で国分寺駅北口再開発をしっかりと進めるよという強い叱咤激励であるというようにも受けとめました。したがって、私としては、議会の皆様方は議会の権限に基づいて、その御見識に基づいて御判断された結果であると思っておりますので、今も感謝すると同時に、強い決意を持って国分寺駅北口再開発を進めていくことが、そういった御決定に対する私の示すべき態度ではないかと思っておりますので、今後とも国分

寺駅北口の再開発、強い決意をもって臨んでまいりたいと思っております。

上記の引用によれば、被告市長は、本件図書館条例改正案を市長が提案するのであれば教育委員会の審議未了の状況下で提案することはできないが、議員がその権限に基づき提案し、全議員の賛成により被告議会で本件図書館条例改正案が可決された以上、その過程と結果は、議会の見識に基づく判断であるから尊重しなければならない旨、答弁しているのであって、被告市長には「教育委員会の権限を侵した」との認識はないし、現に教育委員会の権限を侵した事実も存在しない。

また、上記被告議会において、松井敏夫教育長は、次のとおり答弁している。すなわち、

「非常に難しい問題を今問われているわけでございますけれども、教育委員会におきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、11月の定例会におきまして、市長からの話を受けまして、教育長が分館の設置の議案を提出し、検討しましたけれども、継続して諮っていかうという結論になり、その後は、先ほど来、事業者等の急な動きということで、12月議会でああいった動きになったものと私は承知しております。

本来、図書館は文教施設でございますので、これは設置については教育委員会が議決するものと考えております。しかし、この間のこういった状況の中で、市長の動き、議会の動きについては、教育長としては、継続をして審議している中での、市民のために、どうしても急ぐ対応というところで、懸命な対応、判断をとっていただいたものと考えております。しかし、気持ちとしては、これは本来は教育委員会のやるべき仕事であったのだろうと思っておりますので、今後につきましては、教育委員会が一層本来の機能を果たしていかなければならないと考えております。」

上記に引用のとおり、松井敏夫教育長も、本件図書館条例の改正に係る議会の対応を尊重する旨の答弁をしており、教育委員会の権限が侵されたとの見解は述べていない。

第3 原告ら準備書面（1）第3「まとめ」に対する認否及び反論

- 1 原告ら準備書面（1）第3、1（33頁）のうち、「被告からは交渉の申入れを受けたことすらなかった。」との点は認めるが、そもそも、原告浜友観光が「補償費の増大が再開発に支障を来す懸念があるならば、（被告との間で）

そのための調整交渉を行う用意があった」ことは、上記準備書面における主張で初めて聞き知ったことである。

上記の認否に係る事実を除くその余の事実は不知。

- 2 同 2 (33～34 頁) のうち、被告市長が原告浜友観光との面談を断ったことは認め、その余の事実是否認する。

被告が原告島田商事に対し「増床には反対だが現床面積での営業は認める意向を伝えていた」事実はない。

また、繰り返し述べたとおり、本件図書館は、原告浜友観光の出店阻止を目的として設置されたものではない。

- 3 同 3 (34 頁) は、否認する。

Ⅱ 平成 21 年 9 月 14 日付け原告ら準備書面 (2) に対する認否及び反論

被告は、平成 21 年 9 月 14 日付原告ら準備書面 (2) (以下「原告ら準備書面 (2)」という。) における原告らの主張に対し、次のとおり認否し反論する。

第 1 第 1 (本件における「(違法な) 公権力の行使」(国家賠償法 1 条 1 項)) について

1 原告ら準備書面 (2) 第 1 (本件における「(違法な) 公権力の行使」(国家賠償法 1 条 1 項)) (1~2 頁) のうち、本件図書館条例の改正が被告議員の提案及び被告議会の議決によるものであること、及び被告市長が本件図書館設置に必要な補正予算案を被告議会に提出したことは、認める。

本件図書館条例改正案は、原告ら主張のとおり、被告議員の提案により被告議会が可決したものであり、被告市長が改正された本件図書館条例の施行に必要な補正予算案を提出することは、何ら違法な公権力の行使ではない。

2 同第 1 のうち、1) 本件図書館条例の改正により原告浜友観光のパチンコ店営業が不可能になったとの点、2) 被告市長が議員提案による「手法」を発案し、「教育委員会での継続審議を無視する形で議員提案への働きかけ」を行ったとの点は、いずれも否認する。

原告浜友観光のバザール K 内でのパチンコ店営業が不可能となったのは、風営法により出店が規制された結果であって、本件図書館条例の改正は、その直接的要因ではない。

また、被告市長が、被告議員に働きかけ本件図書館条例改正案について議員提案を促した事実は、一切存在しない。

3 同第 1 における原告らの主張は、争う。

原告らは、「本件条例改正に向けた被告議会及び被告市長の一連の行為が、共同行為として原告らの営業の自由を侵害した。」と主張するが、具体的に、被告市長のどの時点におけるいかなる行為をもって被告議会の行為と連動しそれをいかなる理由から違法侵害行為と評価するのか不明確である。

いずれにしても、本件図書館条例の改正に当たり、被告市長と被告議会との間に共同関係は一切存在しない。よって、原告らの主張は、その前提

事実を欠き失当である。

第2 第2（本件条例改正における被告市長及び被告議会の共同行為）について

1 第2、1（風営法の利用による出店阻止計画の策定）について

- （1） 原告ら準備書面（2）第2、1（2頁）のうち、平成18年11月2日に国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会が開会されたことは認めるが、同委員会において被告施設計画担当課長が「原告浜友観光が店舗の計画を変更し増床をとりやめた場合の対応策として、風営法の利用について指摘した」との点は否認する。

被告施設計画担当課長は、建物建築にあたり一般的に必要なとされる許可の一例示として風営法上の許可があることに軽く触れたにすぎず、原告らが主張するような「風営法の利用を指摘した」とまで評価できるほどの発言をしていないことは甲第23号証12頁の記載から明らかである。原告らの上記主張は事実を歪曲するものであるので、以下に、当該場面におけるやりとりを引用する（甲第23号証・12頁）。

○ 井上施設計画担当課長

都市計画法上は、ここが限界になると思います。

○ 川合委員

あと、何がありますか。考えられるのは。

○ 井上施設計画担当課長

一般的に許可を、建てる…、こういう改築等の場合、許可をいうことになります。この都市計画法と建築基準法。あとはやるとしますと、風営法とこの3点になると思います。

○ 川合委員

それらで、ここに適用できそうなものはあるんでしょうか。

○ 百瀬都市開発部長

現時点では、都市計画法の53条以下の手続きについて具体的に東京都とも協議を重ねてですね。研究・検討を深めておりますけど、それ以外の手段については、現時点でここで申し上げることはございません。

上記引用のとおり、被告施設計画担当課長の答弁の後に、百瀬部長は、都市計画法第53条以外の手段については答弁することがないと締めくくっており、被告は上記やりとりの中で最終的には風営法につい

て何らコメントしていない。

因みに、上記委員会における風営法に関するコメントは上記に引用した井上施設計画担当課長のコメント 1 つのみであり、他の出席者は本件図書館の設置による風営法の適用についても一言もコメントしておらず、そもそも、風営法の適用いかんは上記委員会の質疑及び答弁の対象とすらされていない。

- (2) 同第 2、1 のうち、上記委員会において、訴外星文明委員が、1) 対抗措置を講ずる際に予算措置が必要とされる場合もあり得る旨、言及したこと、及び 2) 被告市長の強いリーダーシップの下に対抗手段を整えてもらいたい旨を求めたことは認めるが、同委員が百瀬部長に対し「都市計画法による対抗処置が採れない場合でも、風営法の利用を含む手段を採ることを求めた」との点は否認する。訴外星文明委員は、上記委員会において風営法については一切言及しておらず、そのような発言をした事実は認められない（甲第 23 号証）。

また、原告らの「図書館の分館設置にはその予算及び被告教育委員会の審議・発案が必要であるから、ここで想定されている手段が図書館駅前分館の設置、すなわち本件条例改正行為を指していることは明白である」との主張は争う。

原告らの上記主張が誤っていることは、甲第 23 号証中の質疑・答弁から明らかであるから、以下に、原告らの上記主張に係る訴外星文明委員の質疑とこれに対する被告の答弁の内容を正確に引用する（甲第 23 号証・ページ（15））。

○ 星委員

わかりました。よくわかりましたよ。それでも、都市計画法の規定の中では対抗要件はないのだということも十分今の説明からするとあり得ると。あるいはまた対抗要件としてできるかもしれないというまだ不確定要素がありますけれども、したがって、対抗要件としてそこに出店できないという対抗処置は市は持っているわけですね。政策的には、具体的に申し上げられませんが、したがって、そういう 1 つの手段を講じてでもここは措置すると、ということをお前ははっきりと求めておきたいと思うのです。したがってそこは確認させていただけますか。

○ 百瀬都市開発部長

市としましてはこの事業は何としても達成していく課題でありまして都市開発部としては全力を挙げて事業推進していく立場にあります。その観点から法の枠内において一定のご指摘等も踏まえて市として相手の状況を、出方といたしますか、そういうことを勘案しながらその時点における最適な選択ができるように改めて知恵を絞ってまいりたいと思っております。全力をあげて取り組んでまいりたいと思っております。

○ 星委員

要は今の御答弁でいいんですけれども、いわゆる既に予算は、必要とされる予算は、成立しているものしかないわけで、その対抗要件を、あるという状況を生み出すということになれば、予算措置が必要な場合もあるだろうというふうに想定されますが、事は急を要しますので12月議会を待っていていいのか、それからもう一つは今の部長の決意表明を了としますけれども、これは都市開発部や都市建設部だけで対応できる問題ではないと私は思っております。したがって全庁的にどう対応するのか。市長、助役の強いリーダーシップのもとに対抗要件を整えていってほしい。市長、よろしいでしょうか。

○ 星野市長

大変大きな事業でそれにまたその事業に大きな影響を与える問題でございますので、今後とも全庁的に私自身が先頭に立ってしっかり進めてまいりたいと、このように考えております。

上記に引用した質疑・答弁の中で、傍点を付したとおり、訴外星文明委員は、「具体的に申し上げられませんが」と一言ことわった上で、一般論として、パザール K へのパチンコ店の出店を阻止するにあたり対抗措置を講じるためには予算措置を講ずることが必要となる場合もあり得ることを示唆したにすぎない。上記質疑・答弁の文脈からして、訴外星文明委員の上記質疑をもって、本件図書館の設置あるいは本件図書館条例の改正に言及したとは到底いえないのである。

- (3) 同第2、1のうち、「遅くともこの平成18年11月初めの時点で、被告市長及びその意を受けた被告都市開発部・都市建設部において、原告浜友観光が増床しない場合の出店阻止手段として風営法の活用、すな

わち図書館駅前分館設置による妨害が検討・策定されており、被告議員にもその手段が認識されていたことがわかる。」との原告らの主張は、全面的に争う。甲第 23 号証をどのように読解すると原告らの上記主張にたどり着くのか全く理解できない。

被告は、上記委員会で訴外川合洋行委員の質疑に対し以下のとおり答弁している（甲第 23 号証・ページ（6））。

○ 川合委員

事前相談があったということでそれに関してまず伺います。その中身というのは建物をどうしようとしているのか。この点、まず、どういう規模でしょうか。

○ 松本都市計画課長兼建築指導準備担当課長

相談でございますが旧バザール K の土地に従前のスーパーマーケットの建物を一部残しながら一部増築して、2 階建てで、パチンコ店をつくりたい。その場合、国分寺市のまちづくり条例の適用になるかどうか、という御相談がございました。

○ 川合委員

2 階というのは、一部残しながらこう言っていますが、いわゆる総 2 階と考えていいんですか。

○ 松本都市計画課長兼建築指導準備担当課長

原則、総 2 階でございます。

○ 川合委員

そうすると、床面積は何平米ぐらいになる想定でしょうか。

○ 松本都市計画課長兼建築指導準備担当課長

概略でございますが、おおむね 1・2 階合わせまして、約 1,800 平米程度だと認識しています。

上記委員会の開会日は、平成 18 年 11 月 2 日である。これに対し、原告浜友観光が訴外サミーデザインを介し被告に対し増床せず現床面積で営業する旨を伝えたのは、原告らが認めるとおり（原告ら準備書面（1）第 2、6（16 頁））、平成 18 年 11 月 29 日である。被告は、上記委員会開会の時点では、上記引用の質疑・答弁のとおり、原告浜友観光は増床した上でパチンコ店を営業する計画であると認識しており、これに対しては、もっぱら、被告が東京都知事からの照会に対し意見

を述べることにより都市計画法第 53 条第 1 項の規定に基づく許可がなされないことにより対処できる考えていた。

もっとも、訴外川合洋行委員は、上記委員会において、被告に対し、あくまでも一つの仮説として、仮に原告浜友観光が増床せず現床面積で営業するとした場合には、都市計画法第 53 条第 1 項の規定に基づく許可が不許可とされることにより出店を止められるのか、旨の質問をした。これに対し、被告の施設計画担当課長は、本項 (1) で引用したとおり、一言だけ、風営法について触れたものの、最終的には、被告の百瀬部長が、同法第 53 条以下の手続以外の対抗手段は現時点では答弁できない旨、明確に答弁した。そして、この答弁に続く質疑・答弁の中では、風営法の適用については一切触れられておらず、むしろ、民意に訴えかける方法によりパチンコ店の出店を止める方策はないのかということが議論されているのである。以下に該当部分を引用する (甲第 23 号証・ページ (13))。

○ 川合委員

そこで今、法律上はなかなか難しいということですが、あとはやっぱり政治的な、あるいは世論的なそういう動きなんだろうと思うんですね。そこで、法人会を始め、商店街連合会ですか、商連といわれているところとか、先ほど 5 箇所説明会を行ってかなりこれらに対する意見も出たというお話ですが、市長、いかがでしょうか。市民的世論としては、これ以上のパチンコ店出店は好ましくない。その中に先ほど申し上げたまちづくりの面から、補償費の面からとあるので、そういう世論はあるんだろうと思うんです。いわゆるこれは、まさに市民全体、総体的な潜在世論もあるでしょうし、あるいは超党派的なそういう世論もあるのだろうと思うんです。したがって、そこがですね。いわゆる法律でこの規制できない場合に、その世論をどう味方にしながらあきらめてもらうのかと。阻止するのかと。こういう点が、大きな市長の政治的な分野の仕事なんだろうと思うんです。

○ 星野市長

この問題についての認識というのは、恐らく各委員の皆様も私どもも、それから市民の皆さんも共通していると思います。先ほどから委員がおっしゃられたまちづくりの視点から、それから事業費へのはね返りの問題等ですね。共通の認識に立って私ども今までいろいろな交渉をしてまい

りましたし、市民の皆様方も同じ共通の基盤に立ってご意見をおっしゃっているという印象を今までの説明会からも受けています。また、いくつかの団体文書もいただいております。そういった団体の声、市民の皆様方の声というのは私にとりまして大きな力になると思っています。ただ、事は合法的に進めていかなければならないということがありますので、今後、相手方の出方を見極めながら、私どもは対策、対応を検討していく必要があるとこのように思っています。

○ 川合委員

一つは市民に、市の、今市長が答弁されたような市の考え方、あるいは議会側の考え方の意思表示というのは別にあるんでしょう。例えば、議会としての決議なんていうのも一つの方法だろうと思いますが、それは議会側で考えることですが、そういうふうなこと。それから、市長の態度表明を何らかの形で公開していく。インターネットもあれば市報もあるでしょうが。それから、もう一つは早稲田があつた近くに今開校しているわけで、通学路にあそこはなっているかどうか分かりませんが、そういう交通渋滞面とかあるいは自転車、先ほど出た問題とか遊技施設がこれ以上ふえる。まち環境の問題とかいうような点でのですね。学園としての早稲田の動きなども、一定の動きをとってもらうとかね。あるいは、共同歩調をとってもらおうという要請とか、というようなことも含めて、ある面では町ぐるみその業者に対してですね。もうあきらめてほしいと。遠慮してほしいと、国分寺市としては。という表明をやっぱりやっていく必要があるんだろうと思うんです。そういうことがいわゆる東京都の不許可申請のところにも影響を与えていくであろうというふうに思いますので、そういうふうなことについて考えられないかですね。その点、市長いかがでしょうか。

○ 星野市長

いろいろと御提案いただきましたけれども、私としては考え方としてはですね。同様の認識に立っておりますが、先ほど御答弁申し上げたように、相手方の出方をよく見極めながら、そのとそのときに最適な判断ができるように準備をしてまいりたいと思っております。

以上によれば、原告らが主張するように被告が平成 18 年 11 月初旬の時点で風営法の活用を検討していた事実はない。

なお、原告らは、被告が原告浜友観光によるパチンコ店出店に反対

すること自体を違法とするようであるが、被告は、本件再開発事業について都市計画決定をした以上、これを推進する責任を負っており、本件再開発地区内への新規の遊興娯楽施設の出店は本件再開発事業にとって大きな障害になるのであるから、反対すること自体は何ら違法ではない。

2 第2、2（本件条例改正に向けた活動準備作業）について

- (1) 原告ら準備書面（2）第2、2（1）（3頁）は、認める。
- (2) 同第2、2（2）（3～4頁）記載の事実は認めるが、その主張は争う。
- (3) 同第2、2（3）（4頁）のうち、訴外サミーデザインが被告に対し、平成18年11月29日、原告浜友観光は増床計画を撤回して既存建物のまま出店することを伝えたことは認めるが、その余の事実は否認する。
被告は、被告が所有する旧UFJ銀行建物の最有効活用策として本件図書館の設置を内部意思決定したことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、被告教育委員会に対し本件図書館の設置について審議を求めたのであり、被告が原告浜友観光のパチンコ店出店阻止を計画していた、との原告らの主張は誤りである。

3 第2、3（本件条例改正）について

- (1) 原告ら準備書面（2）第2、3（1）（4頁）のうち、本件図書館条例について、1）その改正案が被告議会の議員提案に係るものであること、2）被告教育委員会の審議の終了を待たずに改正されたこと、3）その改正により本件図書館が設置された場合には、その副次的・反射的效果として、風営法上、旧UFJ銀行建物に隣接する建物での遊興娯楽施設の営業が規制されることを被告が認識していたことは認めるが、被告あるいは被告市長と被告議員あるいは被告議会とが共同して本件図書館条例の改正を議員提案の方法によることにしたが如きニュアンスの原告らの主張は否認する。

平成18年12月被告議会（第4回定例会）での本件図書館条例の改正は、その提案から審議・議決に至るまで、すべて、被告議会あるいは

は被告議員が自律的に決定したことであり、被告あるいは被告市長は関知しておらず本件図書館条例の改正について方針転換をした事実はない。

また、被告が、被告教育委員会での審議を省略するため議員提案の方法によった事実はない。被告教育委員会の審議終了を待たずして本件図書館条例が改正されたのは、本件図書館条例改正案が被告議員により提案されたことの結果でしかすぎない。

- (2) ア 同第2、3(2)ア(4頁)のうち、1)平成18年11月30日から被告議会(第4回定例会)が開会されたこと、2)被告市長が、同議会第1日の審議の過程で、「事業者サイドから、今回の出店について、都市計画法第53条の申請はしないということ、軽微な変更によって計画を進めるという意向が電話で示されてる、そういう報告をうけております。となりますと、短期間のうちに出店が可能になるということでございますので、事は急を要するということで早急な対応が必要であるという考え方を持っております。」との答弁をしたこと、3)同議会第2日(平成18年12月1日)において「事は急を要する」ことが建築確認申請手続等に関連づけて審議されたことは認める。

被告市長らが、上記議会第1日において、「原告浜友観光の出店を阻止するために図書館条例を改正して図書館分館を設置する旨を答弁した」との点は否認する。

被告が、本件再開発事業を遂行するためにはバザールKへの新規パチンコ店の出店について何らかの対処をしなければならないとの危機感を抱いていたことは、そのとおりである。また、本件図書館の設置により、風営法の規制の網がかかり、バザールK内で原告浜友観光がパチンコ店を営業できなくなることを被告が認識していたことも、そのとおりである。

しかしながら、被告が所有する旧UFJ銀行建物を有効に活用する必要性が平成18年9月被告議会(第3回定例会)で問われ、被告はこの議会の意向を受け国分寺駅北口駅前に本件図書館を設置するという政策を内部意思決定したのであり、風営法による規制は、あくまでも本件図書館設置の副次的・反射的效果として認識していたも

のである。本件図書館の設置とこれによるパチンコ店出店規制との関係につき、被告市長は、上記議会第 1 日で以下のとおり答弁している。

「この図書館は、本多図書館の分館として IT 技術を活用した市政情報の提供を中心とする図書館をイメージしております。この市政情報というのは、今後、市民と行政の協働とか市民参加を推進する視点からも市民の皆様にも市の情報を正しく、わかりやすく的確にお伝えする。それから、先ほど議員から御提案のあった歴史等についても、市民の方々のご利用しやすいような図書館をつくることによって国分寺の駅前にふさわしい施設となるのではないかと考えております。また、こういった機能を持った図書館というものは、今後、将来的には西国分寺駅周辺にも拡大をしていきたいと考えております。私としては、このような計画を進めることによって再開発ビルができ上がった時点ではその中にその図書館が入る。そして、そのことによって文化のまち国分寺にふさわしい駅前となる、また、集客力を増やすことにもつながると考えております。それから、旧 UFJ 銀行の 1 階部分の活用につきましては、経済課及び東京経済大学と連携をして活用しておりますけれども、開館日の拡大や市民利用の拡大など、まだ十分な活用ができていない点もありますので、そういった角度からも検討してきたこととでございます。また、こういった検討経過を踏まえまして有効活用策を具体化したものが図書館の設置であります。これによって旧バザール K へのパチンコ店出店を阻止していきたいと考えております。」

以上によれば、本件図書館は設置の必要性があつて設置したものであり、風営法による規制を目的として設置したものでないことは明らかである。

イ 同第 2、3 (2) イ (5 頁) のうち、被告市長が、上記アで引用したとおり、本件図書館の具体的構想、その必要性・有用性、旧 UFJ 銀行建物の有効活用の必要性について答弁したことは認めるが、同答弁及び上記議会第 1 日の審議に対する原告らの評価は争う。

ウ 同第 2、3 (2) ウは、否認する。

被告市長及び被告議会が被告教育委員会の審議を無視した事実は

ない。本件図書館条例の改正が議員提案によることとなったため、被告教育委員会の審議は不要となったものである。

また、本件図書館条例改正案を議員提案の方法により被告議会に諮ることについて、被告市長と被告議員あるいは被告議会が相互に確認し合った事実はない。

被告市長が本件図書館条例改正案を提案する場合には、被告教育委員会への付議が必要であるが、そのことと本件図書館条例改正案が議員提案の方法によったこととは無関係である。

(3) ア 同第2、3(3)ア(5頁)のうち、平成18年12月5日開会の被告議会第4回定例会第4日で、本件図書館条例改正案が「被告市長の意を受ける形」で提案されたとの点は否認し、その余の事実は認める。

イ 同第2、3(3)イ(5～6頁)において、原告らは甲第26号証中の記載から、平成18年12月5日開会の被告議会第4回定例会第4日において、「被告教育委員会への付託の省略について何らの異議も出ていないこと」を指摘するが、仮に上記指摘が甲第26号証・ページ(4)記載の以下に引用する議事進行部分を拠り所とするのであれば、誤りである。

○ 議長(須崎宏君)

お諮りいたします。本案は所管の委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。(「異議なし」と発言する者あり)

○ 議長(須崎宏君)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより審議に入ります。

すなわち、上記で議長が述べた「所管の委員会」とは、被告教育委員会ではなく、被告議会の常任委員会である文教委員会を指す。既に何度も繰り返し述べたとおり、議員立法による場合、教育委員会への付議は不要であるから、そもそも「省略」ということはなく、「省略」に対する議会の同意も法的に意味がない。

また、原告らは、本件図書館設置の必要性は所管である被告教育

委員会の審議・意見なしには判断できないはずであると主張するが、独自の見解であり失当である。被告議会の議員には本件図書館設置の必要性について判断適格が認められないとでもいうのであろうか。本件図書館が設置された後に本件図書館を「IT 情報図書館・デジタルアーカイブや大学データベース等と連携した図書館」として機能させるためには具体的にいかなる施策が必要であるかなどといった具体的な運営方針は、被告や被告教育委員会等が被告市民の実際の利用状況等を見ながら被告市民の意向を十分に汲み上げ検討すべき問題であって、そういった問題が事前に全て明らかにならなければ本件図書館条例を改正できないものではない。

上記の議会において、本件図書館条例改正案が議員全員の賛成をもって可決されたことは、原告らの指摘するとおりであるが、本件図書館条例の改正にあたり被告議会において十分な議論がされていないとの原告らの指摘は当たらず、また、本件図書館条例の改正は原告浜友観光のパチンコ店出店阻止を目的とするものではない。

なお、原告らは、被告政策部長が上記議会において答弁したことを問題視するようであるが、本件図書館条例改正案を提案した議員以外の議員に対し被告政策部長が提案理由の細目について補足的に説明することは、同案について慎重審議を期する上では極めて有用であり、手続としても議長の承認を得て答弁したのであるから、議会における議事進行として同部長の答弁は適法であって、何ら問題視すべき事柄ではない。

ウ 同第2、3(3)ウ(6頁)のうち、被告市長が本件図書館条例改正に伴う補正予算案を提案したこと、同予算案が補正予算審査特別委員会へ付託されたことは認めるが、その余の事実是否認する。

本件図書館条例の改正は、被告市長の意を受けてなされたものではない。原告らは、上記補正予算案の提案をもって「被告市長の意を受けて」本件図書館条例が改正されたと主張するようであるが、論理が逆である。本件図書館条例改正案が被告議員全員の賛成で可決されたことを受け、被告市長は本件図書館の設置について異論を差し挟む立場にないことから、これに関する補正予算案を被告議会

に提出したものである。原告らの上記主張は論証になっていない。

- 4 「まとめ」(原告ら準備書面(2)7頁)について
原告ら準備書面(2)第2、4(7頁)は、争う。

第3 第3(本件条例改正行為の違法性)について

本件図書館条例の改正は、何ら違法の瑕疵を帯びるものではなく、適法である。

- 1 第3、1(特定事業者の出店阻止を目的とした条例改正であること)について
(1) 原告ら準備書面(2)第3、1(1)(概要)(7頁)における主張は、
すべて争う。これまでも何度となく繰り返し述べたとおり、本件図書館条例の改正は、原告浜友観光の出店阻止を目的としたものではない。

- (2) 同第3、1(2)(本件図書館分館設置の必要性自体がないこと)における
主張は、すべて争う。

ア 原告らは、本件図書館が既存の行政資料を他の図書館から移した
だけの行政資料庫であり、その利用率は極めて低い旨、主張するが、
利用実態を弁えない主張である。

被告は、平成20年10月、被告図書館のコンピューターシステム
を更新した。これにより、現在、被告市民は、パスワード等を事前
登録することにより、1日24時間中いつでも、被告図書館のホーム
ページ(<http://www2.city.kokubunji.tokyo.jp>)へアクセスし、自分が
借りたい図書やコンパクトディスク等を同ホームページ上で検索し
て予約し、それらを自分の希望する図書館の窓口で受け取り、また、
返却することが可能となった。しかも、このシステムへのアクセス
は、自宅や職場にあるコンピューターによるほか、携帯電話からも
可能となっている(<http://www2.city.kokubunji.tokyo.jp/mobile/>)。

また、上記のコンピューターシステムの更新により、在架資料、
すなわち、被告図書館の書庫あるいは書架にあり被告市民であれば
誰でも借りることのできる資料でありながら被告図書館が開架書架
に並べていない資料に対してもアクセスし借りることができるよう

になった。

本件図書館は、国分寺駅北口から徒歩1分の旧UFJ銀行建物内にあり、予約した図書等の受取り・返却窓口として非常に便利であることから、開設以来、徐々にその存在が被告市民に認識されるや、着実に利用者数が増加している。平成19年度（平成19年4月1日乃至平成20年3月31日）の貸出数は3,036冊、平成20年度（平成20年4月1日乃至平成21年3月31日）の貸出数は6,511冊、平成21年度（平成21年4月1日乃至平成22年3月31日）の貸出数は、平成21年10月末日の集計で15,439冊であり、本件図書館の貸出数は毎年2倍以上の割合で増加を続けている。

イ 本件図書館では、デジタルアーカイブ（各種文化財等をデジタルデータ化して保管蓄積すること）や大学データベース等との連携は、未だ実現されていない。被告は、現在、本件図書館が再開発ビルに移転した後にこれらの技術を導入することを検討している。

なお、原告らは、本件図書館はIT情報図書館などではないと主張するようであるが、被告政策部長は、平成18年12月被告議会（第4回定例会）第4日で、IT情報図書館構想について次のとおり答弁している（甲第26号証・ページ(5)～(6)）。すなわち、

「さまざまなインターネットを活用して情報検索ができる、あるいは、現在、図書館システムとられております、インターネットを活用して、リクエスト等も行えるというような、そういうシステムの拡大といったものが広がっていけば、駅前の利便性を利用して、IT技術を使ったリクエストだとか、あるいは検索だとか、そういった需要にこたえていけるのではないかな。さらに、例えば、ホームページ等がきちんとリニューアルされれば、そこから情報の検索ができるというようなこと、さらに、情報の発信拠点だけではなくて、議会からの御提案もありますが、市民の意見がまちづくりに関するような情報の、そこに情報が集まるというような機能も、場合によっては付加できるのではないかなというような考え方があって、ご検討をお願いしているということでございます。」

被告図書館は、インターネット上の被告図書館ホームページで、蔵書の検索及び予約ができるシステムを既に整備しており、また、

本件図書館では、オンラインデータベースを利用することも可能であって、上記答弁で語られた以上のIT情報化が既に図られている。よって、上記の原告らの主張は当たらない。

ウ 被告が構想するIT情報図書館（デジタルアーカイブや大学データベース等と連携した図書館）が、原告らが主張するような出店阻止目的を隠蔽するための官僚的粉飾表現といった低次元のものではないことは、上記で述べたIT情報化の実施状況からして明らかである。

被告は、平成17年3月の時点で既に、国分寺駅北口第一種市街地再開発事業における開発コンセプトとして上記のIT情報図書館構想を掲げており（乙第1号証）、この構想と原告浜友観光のパチンコ店出店とは、時期的にリンクせず、全く無関係である。よって、原告らの主張するような出店阻止を隠蔽するための官僚的粉飾表現などではありえない。

- (3) 同第3、1(3)（旧UFJ銀行ビルの有効活用の方法としても不自然であること）（8頁）における主張は、すべて争う。

原告らは、本件図書館が名ばかりの行政資料庫であると主張するが、本件図書館が極めて有効に稼働していることについては、既に述べたとおりである。原告らの上記主張は、前提事実を誤っており、失当である。

2 第3、3（出店阻止に合理的理由がないこと）について

本件図書館条例の改正は、原告浜友観光のパチンコ店出店阻止を目的とするものではないが、被告が同出店を反対することには合理的理由がある。以下、原告らの主張に沿って、認否し反論する。

(1) 補償費用の増大について

ア 原告らは、原告ら準備書面（2）第3、3(1)ア（8頁）（上記3は2の誤記であると思われる。）で、補償費増大の事実はないと主張するが、誤りである。

ただし、被告は、百瀬部長が平成18年11月2日開会の国分寺駅・西

国分寺駅周辺整備特別委員会で答弁したとおり（甲第 23 号証・ページ (10)(11)）、増大する補償費の概算額を試算してはいるが、原告浜友観光という特定事業者への補償が幾らであるかを明らかにした場合、本件再開発地区内の他の権利者との補償交渉に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、本件訴訟において明らかにすることができない。

イ 同第 3、3 (1) イのうち、原告らの主張に係る「これまでの再開発事業計画において事業費が増大する可能性のある計画変更」が何を意味するのかは不明である。

原告らは、「原告浜友観光のパチンコ店出店が財政的負担を増大させる事実が仮にあったとしても、それが再開発事業を不可能ならしめる程の影響があるとは到底考えられない。」と主張する。

しかしながら、被告は、補償費増大に係る財政的負担のみを理由として、バザール K への新規パチンコ店出店が本件再開発事業の障害になると主張するものではない。補償費の増大は上記障害の重要な要因となることが確実であると主張するものである。

ウ 同第 3、3 (1) ウのうち、再開発事業において施行地区内の権利者に各種補償をすべきことが都市再開発法に規定されていること、再開発計画進行中において金銭的負担の増減が発生することがあり得ることは認める。

しかしながら、バザール K への新規パチンコ店出店が、補償費増大を含め本件再開発事業の施行可能性そのものを揺らがせるほどの影響を及ぼす場合に、被告は、それを指をくわえて傍観することはできず、出店を回避すべく対処すべきことは当然である。

原告らは被告が原告らの営業行為を規制したと主張するようであるが、原告浜友観光のパチンコ店営業を規制しているのは、被告の図書館条例ではなく、風営法であり、風営法が上記営業を規制する根拠となることは明らかである。

(2) 権利者対応の困難性について

ア 同第 3、3 (2) ア (9 頁) は、認める。

イ 同第 3、3 (2) イ (9～10 頁) における原告らの主張は、争う。

新規遊興娯楽店舗が再開発ビルに入居することになった場合、再開発ビルにおけるパチンコ店等の遊興娯楽店舗が増えすぎてしまうことの問題点、及び、配置設計上、新規遊興娯楽店舗を再開発ビルに入居させることは極めて困難であることについては、前掲被告第 3 準備書面第 2、3 (2) 及び (4) (12～16 頁) で既に詳論したので、再論は不要である。

なお、被告は地方公共団体であって私人ではない。本件再開発事業の施行にあたり、再開発ビルの設計のやり直しや事業計画全体の見直しをすることが「面倒」ということは被告には存在しない観念である。ただし、原告浜友観光が再開発ビルに入居することになった場合には、本件再開発事業は施行計画全体を見直さなければならず、長年に渡り一刻も早い実現を切望してきた被告市民の期待を裏切ることになることは必至である。

(3) 再開発ビルの価値の低下について

同第 3、3 (3) (10 頁) における原告らの主張は、争う。

再開発ビルに新規遊興娯楽店舗が入居した場合に保留床の処分価格へ及ぼす影響については、前掲被告第 3 準備書面第 2、3 (6) で、既に述べた。

原告らは、再開発後の既存遊興娯楽店舗が 4 店から 5 店に増えたとして、その変化の故に保留床の購入をためらう者はいないという。

しかしながら、前掲被告第 3 準備書面第 2、3 (2) (15 頁) で述べたとおり、原告浜友観光がバザール K で出店を計画していたパチンコ店の営業床面積は約 1,500 m²であるが、この床面積は、既存遊興娯楽店舗 4 軒分の営業床面積に匹敵する。端的に 4 軒が 5 軒に増えるという問題に止まるものではない。再開発ビル内において遊興娯楽店舗の占める割合が 2 倍になるという極めて深刻な変化をもたらすことになるのである。上記原告らの主張は、上記の点をごまかすものであり、失当である。

(4) 良好な風俗環境の保全について

同第3、3(4)(10頁)のうち、本件図書館条例改正の時点で、本件再開発事業予定地区内で、パチンコ店3軒、スロット店1軒、ゲームセンター1軒が営業し、そのうちパチンコ店3軒及びスロット店1軒が再開発ビルへの入居を希望していたことは認めるが、その余の原告らの主張は争う。

原告らは、「そこに、パチンコ店が1店舗増えたとしても、風俗環境に変化はない。」と主張するが、原告浜友観光の出店予定店舗が増えた場合の影響は上記(3)で述べたとおりであり、風俗環境が著しく悪化することは明らかである。

(5) 同第3、3(5)における原告らの主張は、争う。

3 第3、4(中立性・公平性を著しく欠くこと)について

(1) 原告ら準備書面(2)第3、4(11~13頁)のうち、本件図書館条例の改正が原告浜友観光を狙い打ちしたとの点、及び被告が既存パチンコ店に対し厚遇を施したとの点は否認し、その余の事実は概ね認め、原告らの主張は争う。

(2) 被告が、原告らが指摘する既存パチンコ店「ニューモナコ」による増床を阻止しなかった経緯は以下のとおりである。

すなわち、平成16年5月、旧UFJ銀行建物に隣接する建物が火災により焼失し、その際、被告は同建物の敷地所有者から敷地の買取りを求められた。上記敷地は本件再開発施行予定地区内の土地であったが、当時、本件再開発事業に係る都市計画が変更されておらず、上記敷地は道路部分ではなく再開発ビル建築部分にかかっていたため、被告は国から補助金を受けることができず、財政的余裕がなかったことから、その先行買収を断念した。

原告らは、被告が上記増床を全く規制しようとしせず、既存パチンコ店を厚遇したと主張するが、被告が既存パチンコ店を厚遇した事実はない。一地方公共団体である被告が特定の事業者を厚遇する理由など何処にもなく、被告は、そもそも、かような意思主体たりえないもの

である。

よって、本件図書館条例改正が中立性・公平性を欠き違法である旨の原告らの主張は、その前提事実を明らかに誤認するものであり失当である。

4 第3、5（適正手続の理念に反すること）について

- (1) 原告らは、原告ら準備書面(2)第3、5において、本件図書館条例の改正が適正手続の理念に反すると主張するので、この点につき反論する。

原告らの主張に係る適正手続違反の骨子は、被告は、原告島田商事に対し、原告浜友観光が増床をせず現床面積での営業であればこれを認める旨の対応をとってきたにもかかわらず、本件図書館条例を改正したことから、風営法上の規制により、原告浜友観光は現床面積での営業ができなくなったが、これは、原告らに誤った情報を与えて油断させ原告らをだまし討ちにしたものであるということにある（原告ら準備書面(2)第3、5(2)・14頁）。

しかしながら、既に繰り返し述べたとおり、被告は、原告島田商事が旧バザールKに新規テナントとしてパチンコ・スロット等の遊興娯楽施設を入居させることについて終始一貫して反対しており、原告島田商事に対しその旨を明確に伝えていた。被告が、増床せず現床面積での営業であれば新規パチンコ店の営業を容認する旨の発言をしたことは一度たりともない。

また、原告らは、被告が平成18年11月初旬時点で、風営法の活用による出店阻止作業に着手したと主張するが、そのような事実がないことについては、本書面第2、1(26～32頁)で反論したとおりである。原告らが描くストーリーによれば、被告市長が平成18年11月22日に被告教育委員会に対し本件図書館条例改正に係る審議を求めたことすら、出店阻止に係る工作の一環ということになるのであろうが、被告市長は、旧UFJ銀行建物の有効活用策として本件図書館の設置を被告内部で意思決定したことを受け、これを被告教育委員会に付議したのであり、被告市長が本件図書館条例改正案を被告議会に提案する場合に通常行うべき手続を履践したものである。

よって、上記原告らの主張は、その前提事実を誤認するものであり、失当である。

- (2) 原告ら準備書面(2)第3、5(3)(14頁)のうち、本件図書館条例改正時に、本件再開発施行予定地区内に、パチンコ店3軒、スロット店1軒、ゲームセンター1軒が営業していたこと、「ニューモナコ」が増床をしたことは認めるが、「ニューモナコ」が本件図書館条例改正の直近に土地を取得したとの点は否認し、その余の主張は争う。

「ニューモナコ」が土地を取得したのは、本件図書館条例改正の約2年前の平成16年9月である。

なお、原告らの新規出店に対する規制がなかった旨の主張は、いかなる規制のことを意味するのか不明であるが、原告らも認めるとおり、都市計画法、建築基準法、まちづくり条例による規制は存在していたし、風営法による規制も、本件図書館が設置されれば適用されることは当然である。

- (3) 同第3、5(4)(14頁)のうち、補償費の増大について、被告が原告浜友観光との間で協議の場を持っていないことは認めるが、原告浜友観光が原告島田商事を通じて被告に対し「必要があれば被告と協議を行うことを伝えていた」との点は、明確に否認する。被告は原告島田商事からかような話を聞いたことはない。

原告らは、被告が補償費の増大を懸念して原告浜友観光のパチンコ店出店を阻止するのであれば、同原告に対し規制を行う旨事前に告知し、考慮や対処のための時間を与えるべきは当然であると主張するが、被告は原告浜友観光に対し、いかなる意味においてもそのような義務を負うものではない。本件図書館条例の改正は、原告浜友観光の出店阻止を目的としたものではなく、また、風営法による出店規制は副次的・反射的効果として発生するものであり、本件図書館条例の改正が直接的に原告浜友観光の出店阻止に繋がるものでもないからである。

Ⅲ 原告ら準備書面（１）及び（２）に対する被告の反論のまとめ

第１ 総 論

被告には、平成 17 年 3 月の時点で、本件再開発事業においていかなる施設・設備を整備するかを検討する中で、再開発ビル内に IT 情報図書館を設置する構想があった。

他方、被告は、本件再開発事業を実現するため本件施行地区内に新規の遊興娯楽店舗が出店することを回避しなければならないことについて、被告組織内部で問題提起をしていた。

被告は、平成 18 年 9 月開会の被告議会（第 3 回定例会）で、旧 UFJ 銀行建物の有効活用を図るべきではないかとの一般質問を受け、その検討を始め、再開発ビルに図書館を開設する構想を前倒しして採用し、同年 10 月下旬、本件図書館の設置について内部意思決定をした。

しかしながら、被告が本件図書館の設置を内部意思決定した時点では、上記の新規遊興娯楽施設の出店回避というテーマと、本件図書館の設置というテーマは、相互に交差しておらず、被告は、風営法による規制という枠組みの中で上記 2 つのテーマを明確に関連付けすることはしていなかった。被告は、訴外サミーデザインから、原告浜友観光が増床してパチンコ店を出店する件について相談を受けていたので、増床に対しては都市計画法第 53 条第 1 項に規定された東京都知事の許可がなされないことを期待し、かつ、対処としてはそれで十分であると考えていたからである。

ところが、平成 18 年 11 月 2 日開会の国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会において訴外川合洋行委員から「現床面積で営業すると仮定した場合に対処の方法があるのか」との質疑が寄せられ、これが契機となって、被告は、本件図書館の設置による風営法の適用と新規遊興娯楽店舗出店の回避の問題との関連付けをせざるを得なくなった。

ただし、被告としては、本件図書館の設置により、副次的・反射的效果であるにせよ、風営法の規制により旧 UFJ 銀行建物と隣接するバザール K に新規パチンコ店が出店できなくなることについて、権利者から訴訟を提起されるなどのリスクがあることを危惧し、本件図書館条例の改正については慎重を期することとした。

しかしながら、被告議会議員は、自ら、本件図書館条例改正案を被告議会に提案し、被告議会議員全員の賛成により本件図書館条例改正案が可決されたことは、既に述べたとおりである。

以下、上記に述べた概要について詳論する。

第2 各 論

1 再開発ビル内に IT 情報図書館を設置する構想の浮上

被告が、本件再開発事業においていかなる施設・設備を整備するかを検討する中で、再開発ビル内に IT 情報図書館を設置することは、平成 17 年 3 月の時点で、構想として浮上していた。

これは、本件図書館の開設以前は、被告市内に 5 つの図書館があったが、主要駅から各図書館までの所要時間は、本多図書館が国分寺駅北口から徒歩 8 分、恋ヶ窪図書館が西武国分寺線恋ヶ窪駅から徒歩 7 分、もとまち図書館が JR 国分寺駅南口から徒歩 15 分、並木図書館が JR 国立駅からバスで乗り継ぎバス停から徒歩 4 分～7 分、光図書館が国立駅北口から徒歩 15 分と、いずれの図書館も駅前に立地しておらず利用の便が悪いため、国分寺駅前に図書館が欲しいとの被告市民の声を反映したものであった。

また、図書館は多くの市民に利用され、安定した集客力を確保することができ、再開発ビル内へ商業テナントを誘致する上で有利であることなどから、数多くの都市再開発事業において採用されている手法であることは、既に述べた（前掲被告第 3 準備書面第 1、3 (5)・8 頁）。

2 再開発ビル内に新規の遊興娯楽施設を入居させることができない事情

前掲被告第 3 準備書面第 2、3 (2) で述べたとおり、本件再開発の施行予定地区内には、平成 18 年 12 月の時点で、パチンコ店 3 軒、スロット店 1 軒、ゲームセンター 1 軒があり、これらのうち、パチンコ店 3 軒及びスロット店 1 軒、合計 4 軒の遊興娯楽店舗が再開発ビルへの入居を希望していた。

パチンコ店等の遊興娯楽店舗は駅前に立地していることが多い。都市再開発法によれば、従前資産に係る権利者として遊興娯楽店舗の経営者が権利変換処分を受けた場合、施行者が同店舗の再開発ビルへの入居を

拒絶することは不可能である。そのため、駅前を施行地区とする都市再開発事業では、パチンコ店等が再開発ビル内に入居する例も珍しくない。

しかしながら、本件再開発事業において新築される2棟の再開発ビルに既存の4軒の遊興娯楽店舗が入居するだけでも、再開発ビルは、テナント構成としては異常、かつ、いびつなものとなる。

本件再開発事業において既存4軒の遊興娯楽店舗が再開発ビルに入居した場合に再開発ビル全体に及ぼす様々な悪影響については、前掲被告第3準備書面第2、3(6)(17頁以下)で詳細に述べた。

被告は、既存4軒の遊興娯楽店舗ですら、再開発ビルへ入居する場合の配置設計に苦慮していた。更に新規に1軒の遊興娯楽店舗が権利者に加わり再開発ビルに入居し、しかも、その1軒の営業面積が既存店舗4軒分の営業面積に匹敵するものであるとすると、本件再開発事業が頓挫することは明らかであった。

被告がバザールKを所有する原告島田商事に対し、バザールKに新規に入居させるテナントはパチンコ店等の遊興娯楽施設だけはやめてほしい旨、お願いしていたのは、このような事情による。

被告は、平成18年8月7日、原告島田商事から、バザールKに新規のテナントして遊興娯楽店舗が入居する旨を聞かされ愕然とした。再開発ビルに新たに1軒の遊興娯楽店舗を入居させることは、財政、配置設計、パチンコ店間相互の権利者調整の点で不可能であり、新規遊興娯楽店舗が再開発ビルへ入居する場合、本件再開発事業はもはや見直しの余地もなく、事業を推進することが極めて困難となることが想定された。

3 公有財産である旧UFJ銀行建物の有効活用に向けた本件図書館の設置

被告土地開発公社が、平成17年3月、本件再開発事業に先駆け、旧UFJ銀行物件を取得したことについては、前掲被告第3準備書面第1、1(2頁)で既に述べた。

被告土地開発公社が旧UFJ銀行物件を取得した後、被告が旧UFJ銀行建物内に本件図書館を設置することについて内部意思決定をするまでの過程については、前掲被告第3準備書面第1、1～3(2～8頁)で詳細に述べたので再論しない。

ただし、被告が旧UFJ銀行建物内に本件図書館を設置することを被告

内部で意思決定に至った時期は、平成 18 年 9 月被告議会が閉会した後の同年 10 月下旬である。被告は、この時点では、バザール K に新規に遊興娯楽店舗が入居する問題と旧 UFJ 銀行建物内に本件図書館を設置することとの関連付けを風営法による規制という枠組みの中でしていなかった。被告は、原告浜友観光は増床してパチンコ店を営業することを計画していると聞き及んでいたので、都市計画法第 53 条第 1 項の許可が不許可とされることにより、増床した上での営業は不可能となると予測していたからである。

4 被告市長が議員提案に関与していないことについて

被告は、旧 UFJ 銀行建物内に本件図書館を設置することについて内部意思決定をしたことから、平成 18 年 11 月 22 日、これを被告教育委員会に付議した。被告は、被告市長が本件図書館条例改正案を被告議会に提案する予定であったことことから被告教育委員会に付議したものである。

被告は、平成 18 年 11 月 15 日付けで「旧 UFJ 銀行建物の有効活用」という表題の書面を作成し（乙第 20 号証）、その後、同月 21 日付けで、同書面を改訂した（乙第 2 号証）。改訂前の書面には、本件図書館の設置と風営法の適用との関係について何も記載がないが、改訂後の書面には、それが記載されている。これは、改訂前の書面作成の時点では、被告は、本件図書館の設置は旧 UFJ 銀行建物の有効活用策として行うことであり、風営法による規制はあくまでも副次的・反射的效果にすぎず、本件図書館の設置目的とは考えていなかったからである。

被告は、被告内部で本件図書館を設置することを意思決定した以上、一刻も早く公有財産である旧 UFJ 銀行建物の有効活用を図るべく、清々肅々と、被告市長が本件図書館条例改正案を被告議会に提案する場合に履践すべき手続としてこれを被告教育委員会に付議した。

ただし、被告あるいは被告市長が本件図書館条例改正に関わることができたのは、上記の被告教育委員会への付議までであり、その後は被告市長の手を離れ、被告議会議員が被告議会へ本件図書館条例改正案を提案し、可決されるに至ったものである。被告市長は、上記の議員提案に至るまでの過程には一切関与していない。

5 被告議員による本件図書館条例改正案の提案

被告議会は、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会で、バザール K に新規にパチンコ店が入居することを憂慮し、この点につき質疑を繰り返してきた。

そうしたところ、平成 18 年 11 月 29 日、訴外サミーデザインから被告に対し、原告浜友観光は増床計画を撤回し現床面積のままパチンコ店を営業することになった旨、報告があり、被告は、翌 30 日開会の被告議会（第 4 回定例会）で、その旨を報告した。被告議会は、この報告を受け、本件図書館条例改正案を直ちに成立させるべきであるとの結論に至り、党派を超え、本件図書館条例改正案が議員により被告議会に提案されることとなった。

この提案に至る経緯について、被告市長はその詳細を把握していないが、いずれにせよ、上記の議員提案に至る過程において被告市長が何らかの関与をした事実はない。

6 原告浜友観光の思惑

原告浜友観光は、本件建物賃貸借契約書第 12 条で、本件再開発事業において、原告浜友観光が希望する場合には、現行賃料を維持したまま、確実に再開発ビルに入居できる方策を整えるため、特約をしており（甲第 5 号証）、都市再開発法に則った都市再開発事業に対し一方ならぬ造詣があるものと考えられる。

また、原告浜友観光は、パチンコ等の営業を目的とする会社であり、現に、パチンコ店等を営んでいることから、パチンコ店・スロット店が風営法の規制を受けること自体については、同社にとっては自明の理のはずである。

さらには、被告は、原告島田商事に対し、従前から、バザール K にはパチンコ店等の遊興娯楽店舗を入居させないようお願いしていた。また、原告浜友観光が増床してパチンコ店を出店することについて被告に相談に訪れた際、被告は同原告に対し増床の許可申請に対しては東京都知事に対し反対の意見を陳述する旨、明確に伝えてあった。よって、原告浜友観光がバザール K へ新規パチンコ店を出店するにあたり被告の強い抵抗を受けることを認識していたことは明らかである。

加えて、原告浜友観光には、一定の思惑があった。バザール K にパチンコ店等を出店すれば、① 莫大な設備建設費用を負担せず、しかも、従前の家賃を増額せずに、新築のピカピカ再開発ビルに入居することができるという選択肢と、② 本件再開発事業に係る権利変換計画において原告浜友観光に不利な配置設計等がなされた場合には、転出を希望し巨額の補償金を手にするという選択肢を確保することができ、いずれに転んでも損はないという損得勘定である。

本件賃貸借契約書第 12 条第 5 項の規定によれば、原告島田商事は原告浜友観光に対し、「本件再開発事業に基づいて取得した不動産を、本件賃貸借と同一の条件により賃貸しなければならない」が、従前資産の家賃が従後資産においても維持され増額されないということは、都市再開発事業では、通常はあり得ないことである。

7 本件図書館条例改正の適法性

原告浜友観光がバザール K 内でパチンコ店を営業することができなくなったのは、被告土地開発公社は旧 UFJ 銀行建物を、原告島田商事はバザール K を、それぞれ公有又は所有しており、かつ、旧 UFJ 銀行建物とバザール K は隣接しているという偶然の条件下で、被告が旧 UFJ 銀行建物に本件図書館を設置したことにより、これと隣接するバザール K は風営法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する不許可地域に当たることになったため、東京都公安委員会がバザール K でのパチンコ店営業を許可できないことによる。

この風営法上の規制は、本件図書館条例改正がバザール K に新規遊興娯楽店舗が出店することを阻止する目的で行われた否か、すなわち阻止目的という主観的意図のあるなしにかかわらず、風営法の規定に基づき生ずるものである。

被告は、原告浜友観光がバザール K にパチンコ店出店を計画していたこと、旧 UFJ 銀行建物内に本件図書館を設置することにより、風営法上、旧 UFJ 銀行建物に隣接するバザール K 内にパチンコ店を出店することができなくなることを認識していたが、本件図書館の設置目的は、国分寺駅北口駅前に図書館を設置し市民の図書館利用の利便性を向上することにより被告土地開発公社が公有する旧 UFJ 銀行ビルを有効活用すること

に第一義があり、バザールKへのパチンコ店出店の阻止は目的ではない。

仮に、被告が上記の認識をもって本件図書館条例を改正し本件図書館を設置したことは違法であるというのであれば、被告は、旧 UFJ 銀行建物に隣接するバザール K にパチンコ店出店計画があることを知った場合には、常に、当該パチンコ店の出店を優先させ、被告は公有財産である旧 UFJ 銀行建物内に本件図書館を設置し被告市民に対し公共サービスを提供することが制限されることになる。

しかしながら、原告らが憲法上保障されている営業の自由は、被告による公有財産の有効活用を一方的に制限し常にこれに優先して行使することのできる無制限の人権ではあり得ず、被告がパチンコ店出店を優先して本件図書館設置を回避しなければならない理由などどこにもない。本件図書館は、既に述べたとおり、設置の必要性及び有効性があるて設置されたものであるから、本件図書館条例改正は、何ら違法ではない。

原告らは、被告による本件図書館の設置及びこれに必要な本件図書館条例の改正を、もっぱら、原告らの営業の自由を制限する被告による公権力の行使という構図の中でのみ捉え、原告らをその被害者と位置付けている。

しかしながら、本件図書館条例改正は原告らの営業の自由を直接的に制限するものではないし、被告にはこれを制限する主観的意図もない。被告の意図は、被告土地開発公社の公有する旧 UFJ 銀行建物、つまり、公有財産（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条第 1 項第 1 号）をいかようにして被告市民の有効活用に供するかということにのみある。本件図書館条例の改正及びこれに基づく本件図書館の設置は、「公有財産の有効活用」という被告が被告市民に対し負担する義務の履行であることを見逃してはならない。

以上によれば、本件図書館条例の改正は何ら違法の瑕疵を帯びるものではなく、原告らの請求は理由がないから、棄却されるべきである。

8 前掲被告第 3 準備書面の訂正

前掲被告第 3 準備書面 19 頁の項頭に付した (6) は (7) の誤りであり、(7) は (8) の誤りであるので、それぞれ訂正する。

以上